

**複数年にわたる委託契約へのスライド条項
(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用の手引き**

本手引きは、複数年にわたる委託契約へのスライド条項(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用について、賃金水準の変動による契約金額の変動額(以下「スライド額」という。)の算定方法や市及び受託者間における協議等の進め方等について、受託者の方向けに整理したものです。

1、適用対象契約等

適用対象契約		複数年にわたる委託契約で、直接人件費の割合が高く、人件費単価が低い契約を対象とする。 施設管理業務、施設清掃・警備等業務、給食 <u>※対象となる契約は、公告等に対象契約であることを明記します。</u>
契約金額の 変更方法	対象	履行開始日から12か月経過した基準日以降の残委託業務量に対する直接人件費
	請求者の負担	残契約金額の 100 分の 1(1.0%)

2、入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は、入札公告・指名通知・見積依頼等(以下「入札公告等」という。)の際に、次の①～④の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法等を明示します。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

①入札公告等に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)を適用する契約である。」等の文言を記載

②入札公告等に「入札にあたっての注意事項」(別紙1)を添付

③仕様書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」(別紙2。以下「スライド特記仕様書」という。)を添付

※このスライド特記仕様書により、スライド額の算出方法、どのような基準(賃金変動率等)で契約変更を行うかを入札(見積)条件として明示します。

④契約書案に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項(別紙3。以下「スライド条項」という。)を添付

3、契約締結時の注意点

①スライド条項

契約締結の際には、契約書にスライド条項(別紙3)を添付します。

②直接人件費内訳書

契約締結時に、直接人件費の額を記載した契約金額内訳書(別紙4)を提出いただきます。

※内訳書の提出がない場合はスライド条項の適用はできませんのでご注意ください。

4、スライド額の算出

契約締結時に受託者から内訳書を提出いただき、当該内訳書を基にスライド額を算出します。

履行開始日から12か月経過後に、市は、「契約締結時に提出された直接人件費(未履行分相当額)」に履行開始時点と基準日時点の奈良県最低賃金を比較した「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額でスライド額を算出します。

$$\text{スライド額} = \left(\begin{array}{c} \text{変動額} \\ \text{直接人件費 (未履行分)} \times \text{最低賃金 変動率} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{請求者負担分} \\ \text{契約金額 (未履行分)} \times 1.0\% \end{array} \right)$$

なお、請求日及び基準日等の定義は以下のとおりとします。

- ・請求日…スライド変更の可能性があるため、市又は受託者が契約金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日。
- ・基準日…最低賃金の変動率等を算出する基準となる日。請求月の1日とし、請求日とすることを基本とする。
- ・残りの履行期間…基準日以降の履行期間とする。

※スライド額算出にあたっての留意事項

- ・スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・基準日は、請求月の1日(請求日)とすることを基本とします。
- ・小数点以下の処理
 - 消費税及び地方消費税の相当額 1円未満の端数については切り捨て
 - その他 1円未満の端数については四捨五入
 - 最低賃金変動率の計算は小数点以下第8位を四捨五入

【例】

最低賃金変動率:0.053418803… ⇒ 0.0534188(※小数点以下第8位を四捨五入)

変動額:56,015.6…円 ⇒ 56,016(※1円未満を四捨五入)

5、スライド額の協議

(1)スライド額の確認【市及び受託者】

契約変更の事務手続を円滑に進めるため、スライド協議請求可能日の1か月前(履行開始日から11か月経過後)を目途に、契約変更を希望する受託者からの申し出により、市と受託者で事前打ち合わせを行い、今後の手続きの進め方を確認後、準備を進めていただくをお願いします。

(2)スライド額の請求【受託者】

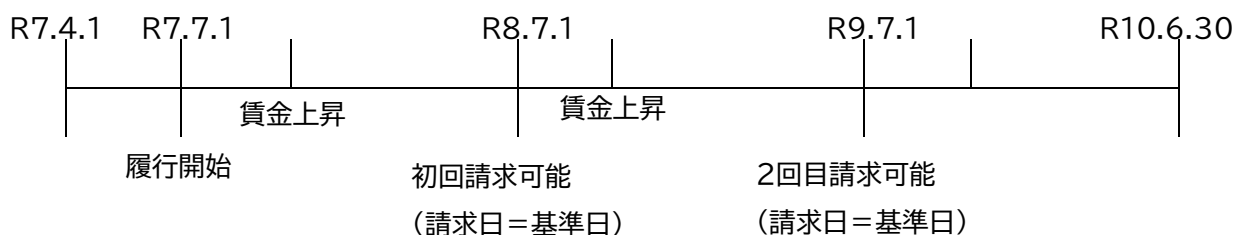
スライド協議の請求は、履行開始から12か月(2回目以降は前回スライド基準日から12か月、以下同じ。)経過後から可能です。請求可能日になりましたら、できるだけ早くスライド協議の請求書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」(様式1)をご提出ください。

なお、請求に際しては、残りの履行期間が基準日から2か月以上あることが必要です。

【スケジュール例】

契約締結日:令和7年7月1日

履行期間:令和7年7月1日～令和10年6月30日(36カ月)の場合



初回スライド協議:令和8年7月1日から請求可能(請求日=基準日となる)

2回目スライド協議:令和9年7月1日から請求可能(請求日=基準日となる)

(3)スライド額の基準日及び協議開始日の設定【市】

市から受託者に対し、スライド額の基準日及びスライド協議開始日について、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定する基準日及び協議開始の日(通知)」(様式2)により通知します。

(4)スライド額の協議

算出したスライド額について、市と受託者で「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について(協議)」(様式3)により協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日(スライド協議開始日から14日後(休日含む。))の日とする。)までに「承諾書」(様式4)を提出してください。回答期日までに承諾書の提出がない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、市から受託者に対し、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額(通知)」(様式5)によりスライド額を通知します。

※スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担分を越えない場合は、スライド額=0 円として、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額(通知)」(様式6)により協議を行います。

この場合、変更契約は行いません。3年目以降の再スライドについても、上記と同様に取り扱うものとします。

6、変更契約

市と受託者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。変更契約の際、「労働者への適切な賃金水準の確保について」(別紙5)をお渡ししますので、本制度の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

7、契約保証金、延滞金及び違約金

契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の基準額は、年額相当の金額とし、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとします。

(1)契約保証金

本制度適用により契約金額を変更した場合であっても増額分を増徴しない。

(2)延滞金及び違約金

本制度適用により契約金額を変更した場合、変更後の契約金額を基に算出する。

8、実施時期

令和7年3月以降に入札公告等を行い、令和7年度から履行期間が始まる契約から適用します。なお、対象契約に係る契約変更は、履行開始日から12か月経過後からのため、実際に契約金額が変動するのは令和8年度以降です。

※すでに公告済み、又は契約済みの案件は、本制度の対象とはならず、最低賃金に変動がみられた場合でも変更契約は行いません。

入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)」を適用する契約です。

最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

※本制度の詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる業務委託へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後(2回目以降は前回スライドから12か月経過後)以降に提出してください。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る

特約条項第 1 条第 1 項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、未履行业務に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。
- 2 本委託業務における賃金水準は、奈良県最低賃金(以下「最低賃金」という。)とする。
- 3 本契約の変更金額は、本契約締結時に受託者から提出された契約金額内訳書により算出する。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行分契約金額(契約金額から当該請求時の既履行部分に相当する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後未履行分契約金額(直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前未履行分契約金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前未履行分契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額のスライド変更に応じなければならない。
- 3 スライド額は、請求のあった日を基準とし、賃金水準の変動率に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中、「履行期間開始の日」を、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

契約金額 内訳書

委託業務名	
契約全体の月数	ヵ月

※黄色のセルに入力

番号	項目	金額	内容
①	直接人件費		直接業務に従事する者に係る給与
②	直接物品費		直接業務に従事する者が業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用
③	業務管理費		業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な①②以外の費用
④	一般管理費等		企業を維持経営していくために必要な①～③以外の費用で、一般管理費及び営業利益
⑤	合計(税抜き)	0	①～④の合計額
⑥	消費税相当額	0	⑤×10%(1円未満端数切捨て)
⑦	合計(税込み)	0	⑤+⑥

(別紙5)

受託者各位

大和郡山市

労働者への適切な賃金水準の確保について

大和郡山市においては、複数年にわたる業務委託の一部について、最低賃金に一定以上の上昇がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入しました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、下記について適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1. 労働者への賃金水準の引き上げ
2. 委託者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先の事業者において「1」を行うために必要な額による再委託に関する契約の締結並びに労働者への適切な水準の賃金の支払を再委託先の事業者に対し要請する等の特段の配慮